

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【244】
2. 日 時：令和2年6月30日（火） 13時30分～15時30分
3. 場 所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

宮本管理官補佐、桐原調整係長※

火災対策室

守谷室長、阿部係長

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他15名※

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、火災防護に関する説明書等について、令和2年6月25日及び26日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【火災防護に関する説明書】

- 下部中央制御室については、許可整合性を踏まえ、基準適合性を整理して説明すること。
- 火災感知器を設置しない、若しくは消防法又は建築基準法に基づく火災感知器を設置する火災区域又は火災区画については、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とすること、容器の密閉性等について、記載を追記すること。
- 可燃物管理により煙の発生を抑える設計としている箇所については、これにより消火活動が妨げられないとする理由を詳細に説明すること。
- 火災感知器の種類や設置に関する技術的な部分について、消防設備士の関与を具体的に説明すること。

6. その他

なし